

登所届

(学校感染症及び流行性疾患登所届)

※ 医療機関受診後、保護者の方が
ご記入の上、提出してください。

児童ルームたっちキッズ永岡

放課後等デイサービス 施設長 様

児童氏名 :

上記の者は、以下により療養等をしていましたが、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、本届を提出いたします。

※ 該当する病名欄に○印をつけてください。

病名	感染しやすい期間	登所のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること
新型コロナウイルス	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
発しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけ連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排泄される	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と症状消失後1週間 (量が減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し。全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他の感染症	—	学校保健安全法施行規則 第18条に定められている感染症

受診した医療機関名	
上記の診断を受けた日	令和 年 月 日
登所許可日（登所を再開する日）	令和 年 月 日

記入日：令和 年 月 日

保護者氏名（自署）：

※ 保護者の皆様へ

- 事業所は、利用者が集団で療育を行う場となります。感染症の集団での発症や流行ができる限り防ぐためにも、回復するまではしっかりと療養をお願いします。
- 療養後に登所するにあたっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合には、それに従ってください。
- 医療機関の診断に従い、**保護者の方が登所届を記入**し、登所再開日に事業所へ提出をお願いします。